(金融庁)

	(金融厅)		
名	地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措 置		
目	登録免許税、印紙税		
地方公共団体が委託者となる土地信託について、①信託の登記、②所有権保存の登記に係る登録免許税を非課税とすること。 また当該信託契約に基づき受託者が作成する文書に係る印紙税を非課税とすること。			
	― 百万円 平年度の減収見込額 (— 百万円) (制度自体の減収額)		
2) 2	度目的 地方公共団体が土地信託を活用しやすい環境を整備することで、公共施民備に係る民間資金及び民間活力の更なる活用の促進を図る。 策の必要性 物般、東日本大震災により倒壊した被災地域の公共施設等の早期整備や後を契機とした全国の公共施設等の再整備等に対する民間資金 民間手法に対するニーズが一層高まっている。 地方公共団体が委託者となる公有地の土地信託は、民間活力を導入宣告とし、地方公共団体が委託者となる公有地の土地信託は、民間活力を導入したとした。 地方公共団体による住宅供給や施設整備などを円滑に進めるに、地方公共団体による住宅供給や施設整備などを円滑に進める。 から、地方公共団体の土地信託の活用については、地方公長し、地方公共団体の土地信託の活用については、地方公長の正式が自ら事業を行った場合と同様の効果が得られるにも関わらが課税されていることから、その活用の促進が制めているといる。 大会ところである。 ない、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東に大震災を開活力の更なる活用の促進が図られる。 は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東に大震災復興対策本部)4. (2)には、「民間の力による復興の促進について盛り込まれているところである。 は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東に大震災復興対策本部)4. (2)には、「民間の力による復興」である。 は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日とと地信託手法による復興の促進について盛り込まれているところである。 は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日による復興が開発していて、第1年7日に対していて、第1年7日に対していている。 は、「東日本大震災のの後には、「東日本大震災のの後には、「東日本大震災のの後には、「東日本大震災のの後には、「東日本大震災のの後には、「東日本大震災のの後には、「東日本大震災のようないのでは、「東日本大震災の後には、「東日本大震災のようないのでは、「東日本大震災のようないのでは、「東日本大震災のようないのでは、「東日本大震災のようないのでは、「東日本大震災のようないのでは、「東日本大震災のようないのでは、東日本大震災のは、東日本大震災のようないのでは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のようないのでは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災に対対ないのでは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災を整備などのは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本大震災の対対ないのは、東日本大震災のは、東日本、東日本大震災のは、東日本大震災のは、東日本、東日本、東日本、東日本、東日本、東日本、東日本、東日本、東日本、東日本		
	日 存 る (1) (2)		

今回		政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	Ⅲ-1-(1)多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備
の要望に	合 理 性	政 策 の 達成目標	地方公共団体が土地信託を活用しやすい環境を整備することにより、公共施設整備に係る民間資金及び民間活力が促進されること。
関連		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする
す		同上の期間 中の達成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
事		政策目標の 達 成 状 況	新設要望のため、該当せず
項	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	本要望により、公共施設整備が急務となっている被災地域 はもとより、全国の地方公共団体において活用されることが 見込まれる。
	対 性 -	要望の措置の 効果見込み(手 段としての有 効性)	本要望により、公共施設を整備するための資金調達の円滑 化が図られ、地方公共団体における民間資金及び民間活力の 更なる活用が見込まれる。

	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
相	予算上の措置 等の要求内容 及び金額	なし
当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
	要望の措置 の 妥 当 性	土地信託制度を利用することは、地方公共団体が自ら事業 を行った場合と同様の効果が得られるにも関わらず、一方は 登録免許税及び印紙税が非課税であり、もう一方には課税さ れている現状があるため、本措置により平仄を取ることは妥 当である。
これまでの知	租税特別 措 置 の 適用実績	新設要望のため、該当せず
これまでの租税特別措置の適	租税特別措置 の適用に よる効果 (手段として の有効性)	新設要望のため、該当せず
囲実績と効	前回要望時 の達成目標	新設要望のため、該当せず
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由	新設要望のため、該当せず
	uまでの 望 経 緯	今回初めての要望となる。